

家畜遺伝資源の知的財産的価値の 保護強化に向けた制度の検討について

～救済措置等～

救済措置（差止請求・刑事罰）

（１）侵害行為に対する救済措置

侵害行為に対する救済措置としての**差止請求権**のほか、**刑事罰**を設けることの適否

<検討の視点>

【差止請求】

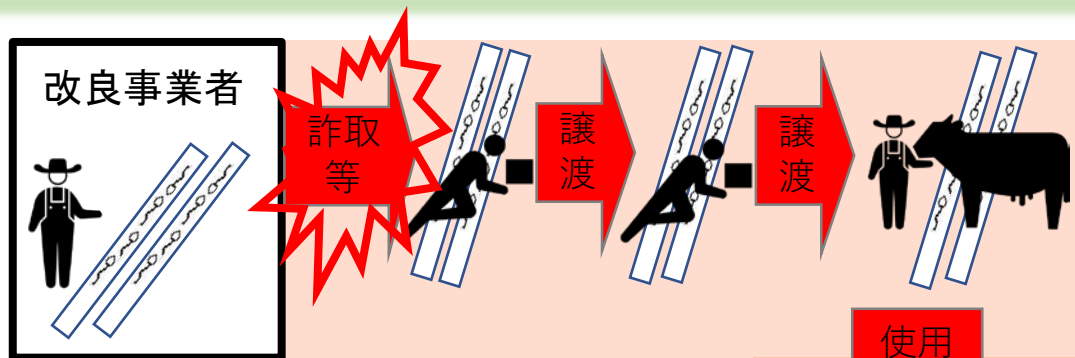
- ✓ 家畜遺伝資源が一度不正に流出すると正当な対価を支払わないまま家畜の拡大再生産が容易となり、改良事業の継続的実施のみならず、契約等により家畜遺伝資源を正当に利用する関係者の事業の遂行にも大きな影響を与え得ることに鑑みれば、改良事業者を始めとする関係者の**投資回収を保護**するためには、**特定の成果冒用行為**によって**被害を受けた者**（又はその**おそれがある者**）に対して**差止め等の請求権**を認め、これを通じて間接的に畜産業の発展を図ることが重要ではないか。
- ✓ 国内における不正な流出や改良成果の冒用行為に対して被侵害者が対処できる措置を設けることにより、改良成果の**国外への不正流出を未然に防ぐ**ことが期待できる。
- ✓ 全国的に輾転流通する家畜遺伝資源に係る差止請求は、請求者の受ける利益に比して侵害者（潜在的侵害者を含む。）が被る不利益が不相当に大きくならないよう、**取引の安全とのバランス**を踏まえた上で、違法化すべき成果冒用行為の類型を定式化することが重要ではないか。

【罰則】

- ✓ 和牛遺伝資源の国外流出未遂事案が世論の高い関心を喚起している中、長年の改良努力による成果にフリーライドして不正の利益を上げようとする悪質性の高い事案については、**改良事業者の私益の観点**のみならず、**畜産業の発展**や国民の財産を保護する観点から、**刑事罰**を設けて厳正に対処することも求められるのではないか。

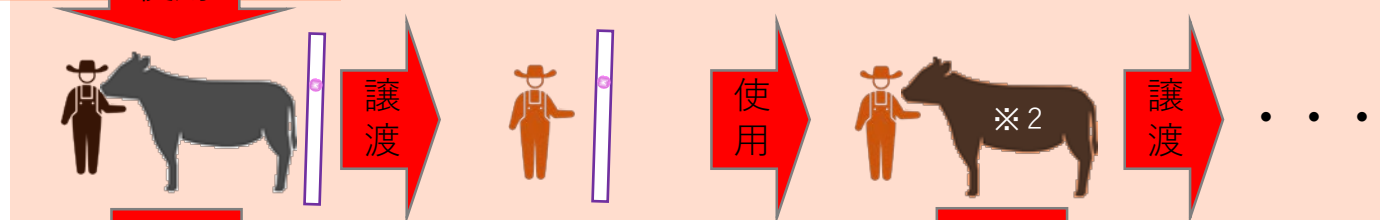
救済措置の範囲の検討

【遺伝情報的な第一世代】

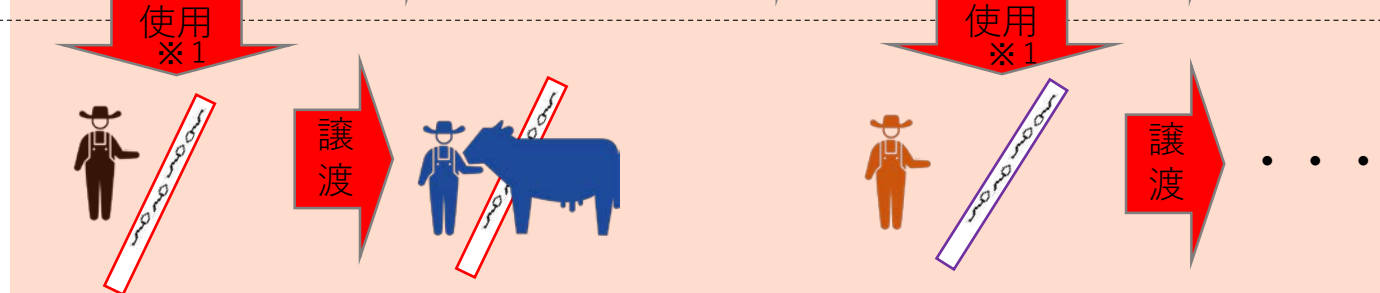


：救済措置の対象（案）

【二次侵害品】

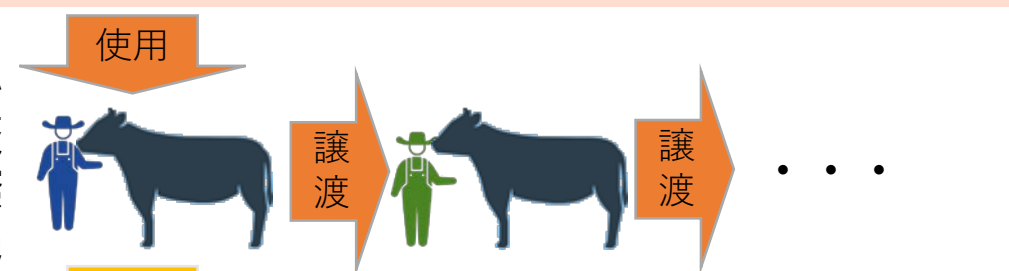


【二次侵害品】

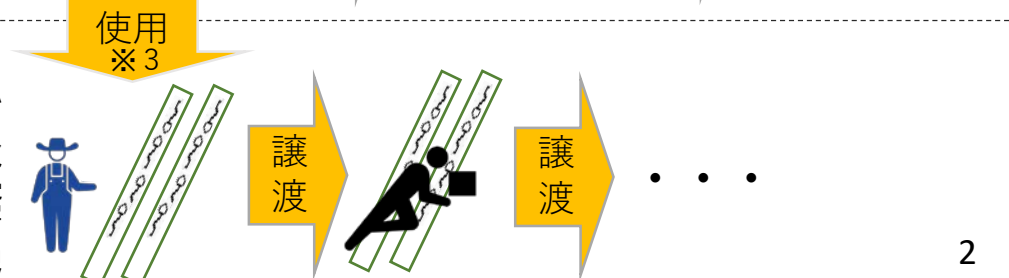


【遺伝情報的な第二世代】

【三次侵害品】



【三次侵害品】



【遺伝情報的な第三世代】

【四次侵害品】

※1 牛の生育期間が概ね1年強であることを考慮すると、不正使用により産出された子牛の更なる不正使用（採精等）までには、1年程度の猶予期間あり

※2 不正使用により産出された受精卵を使用して子牛を産出する行為の取扱い（二度目の不正使用行為であることを捉えて二次侵害と捉える or 遺伝情報としては受精卵と同じであるため一次侵害と捉える）

※3 1と同様に、更なる不正使用までに1年程度の期間あり

救済措置（損害額の推定）

（２）損害額の推定について

侵害行為に対する損害額の推定の要否

<検討の視点>

- ✓ 不正取得等により損害が発生した場合については、民法上、**不法行為による損害賠償請求**が可能であるが、家畜遺伝資源に係る冒用行為を行った侵害者の**故意・過失**、侵害行為と損害の発生との**因果関係**に加え、**損害額**についても、被侵害者である**原告が立証**をすることが原則となる。
- ✓ 家畜遺伝資源の場合、一度不正に流出すれば全国各地で家畜の拡大再生産が容易となる点で、**被害の程度（損害額）についての証明が事実上困難を極める**ことが想定されるため、**損害額等に係る立証の容易化**を図ることが重要ではないか。
- ✓ 不正競争防止法を始めとする知財法制においては、制度運用における試行錯誤を重ねて、以下のような損害額の立証容易化措置が採られている。また、このような措置のほか、救済措置に係る訴訟に関連して、原告の主張を否認する場合に被告に立証責任を課す等の手続上の措置が併せて採られている（具体的態様の明示義務等）。

【参考】

<不正競争防止法上の推定規定>

○ 逸失利益の立証による損害額の推定（第5条第1項）

本規定は、逸失利益の立証を規定するものであって、侵害行為とそれによる損害との間に直接的な因果関係が成立している場合、当該逸失利益は侵害行為により原告が喪失した販売数量に基づき算定される原告製品の販売減少による損害とみなされる。

（例）侵害者がデータセットを販売することにより、被侵害者のデータセットの販売が減少する場合

（例）侵害者がデータを用いて製造した製品として被侵害者と同種の製品を販売することで、被侵害者の製品の販売が減少する場合

○ 侵害者取得利益による損害額の推定（第5条第2項）

本規定は、営業上の利益を侵害された者が、侵害者に損害賠償の請求を行う場合、侵害者が侵害行為によって受けた利益を損害の額と推定することを規定したものの。

○ 使用許諾料相当額による損害額の推定（第5条第3項）

本規定は、「不正競争」によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に損害賠償の請求を行う場合、使用許諾料に相当する額を損害額として請求できることを規定したものの。